

高等職業訓練促進給付金 高等職業訓練修了支援給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が、就職の際に有利な資格を取得するために、養成機関において修業している場合、一定期間につき生活の負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金(以下「訓練促進給付金」)による経済的支援を行います。

また、修了後に入学時における負担を考慮し、高等職業訓練修了支援給付金(以下「修了支援給付金」)を支給します。

対象となる方

小金井市にお住まいの母子家庭の母または父子家庭の父で20歳未満のお子さんを扶養している方で、次の要件をすべて満たす方

- * 児童扶養手当の給付を受けているか、同等の所得水準の方
- * 修業1年以上の養成機関において、資格の取得が見込まれる方
(令和6年3月31日までに修業を開始する場合は、修業期間6月以上のカリキュラムを修業する対象資格の取得が見込まれる者方も対象となります。)
- * 就業または育児との修業の両立が困難であると認められる方
- * 過去に訓練促進給付金、修了支援給付金の支給を受けたことのない方

対象資格

*看護師(准看護師) *介護福祉士 *保育士 *作業療法士 *保健師
*理学療法士 *歯科衛生士 *助産師 *美容師 *理容師 *調理師
*社会福祉士 *シスコシステムズ認定試験 *LPI 認定資格 など

支給金額

高等職業訓練促進給付金

- ◆ 住民税非課税世帯 月 100,000円
- ◆ 住民税 課税世帯 月 70,500円

※修業課程の最終年限は、月4万円の加算があります。

高等職業訓練修了支援給付金

- ◆ 住民税非課税世帯 50,000円
- ◆ 住民税 課税世帯 25,000円



必ず事前相談を受けてください。

支給にあたっては審査を行います。審査の結果、給付されない場合もあります。

<予約・問合せ先>

小金井市子ども家庭部子育て支援課 子育て支援係
母子父子自立支援員 TEL042-387-9836

高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金 申請手続きと請求手続きについて

事前相談(要予約)
ご予約の上、お越しください。

《 持ち物 》
修業先のパンフレット
カリキュラムのわかるもの(時間割、年間受講予定表等)



**高等職業訓練
促進給付金申請**

<申請の際必要な書類>
 カリキュラムのわかるもの
 申請者及びその養育している児童の戸籍謄本または抄本
 世帯全員の住民票の写し
 児童扶養手当証書の写しまたは所得証明書
 課税・非課税証明書(同一世帯全員分)
 在学証明書
 その他必要に応じて提出をお願いする場合があります。
※すべての書類がそろってからの申請となります。また、公簿等によりその内容を確認することができる場合は、この限りではございません。



審査

支給決定

「支給審査結果通知書」と毎月提出用の「給付金請求書」を送付します。

給付金請求手続き

【毎月提出する書類】
毎月10日までに以下の書類を必ず提出してください。
◆ 給付金請求書
◆ 出席を証明できるもの(出席証明書等学校発行のもの)
【その他提出する書類】
◆ 在学証明書(1月、4月、7月、11月)
◆ 成績を証明できるもの(成績証明書・単位取得証明書)

◎毎年3月と8月に面談を行い、支給条件の確認を行います。
別途必要な書類をお知らせします。

卒業・支給終了

修了支援給付金申請
修了日より30日以内に
申請手続

<申請の際必要な書類>
 修学した学校の修了証明書
 申請者及びその養育している児童の戸籍謄本または抄本
 世帯全員の住民票の写し
 児童扶養手当証書の写しまたは所得証明書
 課税・非課税証明書(同一世帯全員分)
※公簿等によりその内容を確認することができる場合は、この限りではございません。